

# 子育て支援の充実

## ◆ 保育所等の整備・機能拡充

【保育課】

### 1 事業の目的

多様化する保育ニーズや、少子化に伴う需要変化に柔軟、かつ効率的・効果的に対応するため、官民が協働して、保育需要や配置バランスを考慮した保育環境の整備を計画的に進めることにより、子育て支援サービスの充実を図る。

### 2 事業概要

#### (1) 保育所等の整備について

待機児童の解消を図るため、また、平成25年度に予定されている保育制度の改正に伴い、今後、ますます保育需要の増加が予測されることから、新たな保育需要に的確に対応するため、民間保育所の新設や既存保育所の改築等に合わせた定員増、さらに幼稚園を活用した認定こども園の整備促進に取り組む。

【概 要】 (21年度) ⇒ (22年度)

- ・待機児童の解消に向けた定員増 6, 225名 ⇒ 6, 345名 (120名増)  
(うち公立15園：1, 610名 ⇒ 1, 660名)  
(うち私立56園：4, 615名 ⇒ 4, 685名)

#### (2) 保育所等の機能拡充について

【概 要】

- ・延長保育実施園の拡大
- ・病児・病後児保育事業の実施 (3か所 (うち病児保育：1か所))
- ・地域子育て支援センター (子育てサロン) などの事業内容の充実  
⇒親子で遊ぶ場の提供, 子育て情報の提供, 育児相談, 子育てサークルの紹介など
- ・事業所内保育施設の設置促進

### 3 事業スケジュール

平成22年度

- ・待機児童の解消 (既存保育所の改築に伴う定員増)  
(新設保育所・認定こども園運営事業者の確保)
- ・病児・病後児保育事業の実施

## ◆ 家庭的保育事業（保育ママ制度）の実施

【保育課】

### 1 事業の目的

増大する保育需要に対応するため、家庭的保育者（保育ママ）を配置し、子どもの個々に応じた保育を、家庭的な雰囲気の中で実施する。

### 2 事業概要

市が認定する保育士等の資格を持つ者（保育ママ）の居宅において、保育所と連携を図りながら、3歳未満の低年齢児の保育を行う。

- ・対象児童：常時保育に欠ける3歳未満の乳幼児
- ・家庭的保育者（保育ママ）の資格：保育士又は看護師
- ・受入れ人数：家庭的保育者（保育ママ）1人につき乳幼児3名以内（5名までの乳幼児を預かる場合は、補助者を常時配置）
- ・実施場所：家庭的保育者（保育ママ）の居宅内

### 3 事業スケジュール

平成20年度 保育ママ制度開始

平成21年度～ 保育ママの実施箇所の拡大

## ◆ 子どもの健康支援の充実

【子ども家庭課】

### 1 事業の目的

子育てに対する親の不安や経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを育てることのできる環境を整備するため、子どもに対する支援を充実する。

### 2 事業概要

#### (1) こども医療費助成制度

子どもの病気の早期発見と早期治療及び子育て世代の経済的負担の軽減を図る。

- ・対象者： 0歳から小学6年生まで
- ・助成方法： 3歳未満 県内現物給付（県外償還払い）  
3歳以上 市内 〃 （市外 〃 ）

#### (2) こんにちは赤ちゃん事業の充実

##### ① こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、母子の健康支援やアドバイスを通じた子育て支援を推進する。

- ・母子の健康状態、養育環境の把握と保健指導
- ・子育て支援サービスに関する情報提供 など

##### ② 養育支援訪問事業

「こんにちは赤ちゃん事業」等から把握された、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育環境を確保する。

- ・養育者の育児ストレス等の問題によって、子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や虐待のおそれのある家庭への相談指導・援助
- ・児童養護施設等を退所した児童の家庭復帰等のため自立に向けた支援が必要な家庭への相談指導・援助

### 3 事業スケジュール

#### (1) こども医療費助成制度

- 平成20年10月～
- ・助成対象の拡大（小学3年生 → 小学6年生）
  - ・支払方式の変更（償還払い → 現物給付）
  - ・医療機関ごと月500円の自己負担の廃止

#### (2) こんにちは赤ちゃん事業の充実

##### ① こんにちは赤ちゃん事業

平成20年度～ 年間を通じた全戸訪問

##### ② 養育支援訪問事業

平成22年度～ 事業開始

## ◆ 妊娠・出産に対する支援の充実

【子ども家庭課】

### 1 事業の目的

健康的、経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境を整備するため、妊娠・出産に対する支援を充実する。

### 2 事業概要

#### (1) 妊産婦医療費助成制度

妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を促し、健康増進を図る。

- ・助成対象期間 母子健康手帳交付月から出産（流産を含む）した月の翌々月まで

#### (2) 妊婦一般健康診査の充実

妊婦の健康管理、異常の早期発見、健診費用の負担軽減を図るため公費負担上限額を拡充する。

|                   | (平成21年度) |   | (平成22年度) |
|-------------------|----------|---|----------|
| ・公費負担上限額（1～14回合計） | 73,000円  | → | 91,000円  |

#### (3) 不妊治療費助成

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び、人工授精を実施した夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。

##### ① 特定不妊治療費助成

- ・助成額 助成上限額25万円／回
- ・助成条件 年間2回、通算5年まで（所得制限あり）

##### ② 人工授精治療費助成

- ・助成額 助成上限額32,000円／回
- ・助成条件 年間1回、通算2年まで（所得制限なし）

### 3 事業スケジュール

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 平成21年度～  | 特定不妊治療の助成上限額を拡充（20万円→25万円） |
|          | 人工授精治療費助成制度開始              |
|          | 妊産婦医療費助成対象期間の延長            |
|          | （出産の翌月まで → 出産の翌々月まで）       |
| 平成22年4月～ | 妊婦一般健康診査の公費負担上限額の拡充        |
|          | （4月1日健診受診分より適用）            |

## ◆ 「赤ちゃんの駅」事業

【子ども未来課】

### 1 事業の目的

乳幼児とその親の外出中に、授乳やオムツ替えのため、気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知に努めることで、子育て家庭の外出を支援するとともに、官民協働の取組とすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図る。

### 2 事業概要

下表の①、②の両方、又は、いずれかを提供できるスペースを有する施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。

| 区分        | 設備の内容                                                                                                                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 授乳の場    | <ul style="list-style-type: none"><li>・母親が人目を気にせず授乳できるよう、パーテーション、カーテンなどの仕切りが設けられていること</li><li>・ミルク用のお湯の提供できること（対応可能な場合のみ）</li></ul> <div>ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドラインに従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。</div> |
| ② オムツ替えの場 | <ul style="list-style-type: none"><li>・容易にオムツ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベットなどが設けられていること</li></ul>                                                                                                                   |

※ 登録施設数 約100施設（平成22年3月末現在）

### 3 事業スケジュール

平成22年4月～ 市HPや宮っこ子育て応援ナビ、広報紙等への登録施設の掲載・周知

## ◆ 子育て情報提供事業の充実

【子ども未来課】

### 1 事業の目的

市民が安心して子どもを生み育てることができる「子育てがしやすいまち宇都宮」の実現を図るため、子育て施策や事業に関する情報を集約し、わかりやすく、利用しやすい情報をホームページを活用して発信する。

### 2 事業概要

ホームページ・携帯サイト「宮っこ子育て応援ナビ」により、子育てに関する情報の提供を行い、子育て家庭に対する支援を行う。

【ホームページの内容】

- ・「妊娠したら」「子どもを預けたい」など、ニーズに合わせた情報
- ・「妊娠中」「0歳から3歳まで」「青少年」など、年齢ごとの情報
- ・「子育てサロン」「図書館」「スポーツ施設」など、利用したい施設の情報
- ・施設詳細やイベントと連携した地図情報
- ・日にちや週などから検索できる、子どもや子育て家庭向けのイベント情報
- ・「赤ちゃんの駅」「宮っこフェスタ」など、主要な事業に関する情報 など

### 3 事業スケジュール

平成22年3月31日～ ホームページ・携帯サイトによる情報提供